

第10回南幌町農業委員会総会議事録

令和6年3月27日（水）午後1時30分より、役場各種委員会室において第10回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者 8 番 山 田 浩

議長 これより、第 10 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 11 名でございます。山田委員におかれましては、欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。1 番 武良 委員、
2 番 南 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 10 回南幌町農業委員会総会は、
3 月 27 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 10 回南幌町農業委員会総会は、3 月 27 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 2 月 27 日、第 9 回農業委員会総会を開催した。
3 月 6 日・7 日 令和 6 年第 1 回議会定例会に会長出席した。
3 月 19 日 第 II 期南空知農業委員会協議会が三笠市で開催され、会長出席した。
3 月 25 日 南幌町総合農政推進協議会総会に会長、会長職務代理者出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、5件でございます。

認定年月日は令和6年3月1日、いずれも再認定となり、有効期限は令和11年2月28日までとなっております。

認定番号6の3の1、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇・〇〇〇。

認定番号6の3の2、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇・〇〇〇。

認定番号6の3の3、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇〇。

認定番号6の3の4、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号6の3の5、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**141経営体**のうち**法人が16法人**となります。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 299㎡となります。届出をした日は、令和6年〇月〇〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 711㎡他計8筆ございまして25, 232㎡となります。届出をした日は、令和6年〇月〇〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議 長 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件、
所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で461㎡となります。申請理由は、譲渡人は、高齢になり耕作できないので譲渡することにした。譲受人は、申請地を譲受け、経営規模を拡大し、経営の安定を図りたく申請に及んだ。

別にお配りしている資料1 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、上野委員が航空写真による現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説

明があれば、お願いいたします。

4 番 議長 4 番

議長 4 番 上野委員

4 番 この件について、航空写真により現地を確認しましたが、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 7 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 6 年 3 月 27 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 2 号について説明いたします。農用地利用集積計画の決

定につきましては、利用権の設定が4件でございます。

整理番号5の3の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で6, 283㎡他計6筆ございまして、42, 262㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年1月〇日までの〇年間となります。

整理番号5の3の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で17, 761㎡他計14筆ございまして、130, 309㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年1月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の3の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で25, 913㎡他計2筆ございまして、47, 786㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年1月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の3の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町5414番の1、田で11, 216㎡他計3筆ございまして、43, 708㎡となります。利用権の期間は、令和〇年3月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第 8 議案第 3 号 農業委員会の令和 6 年度最適化活動の目標の設定等**についてを議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農業委員会の令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について。

「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け経営第 2 5 8 4 号）農林水産省経営局長通知に基づき、「令和 6 年度の最適化活動の目標設定等」について議決を求める。令和 6 年 3 月 2 7 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。

令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、直近の農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。

次ページの最適化活動の目標。1 最適化活動の成果目標、

(1) 農地の集積。①現状及び課題については、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。②目標につきましては、目標年度を令和 8 年度として、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を概ね 9 5 %としております。

(2) 遊休農地の解消。①現状及び課題及び②目標については、

本町では遊休農地の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。

次ページの（３）新規参入の促進。①現状及び課題については、令和３年度に新規参入者１経営体、面積１．２ヘクタールとなっています。②目標については、過去３か年の権利移動面積の平均値の１割を設定しております。

続きまして、２最適化活動の活動目標。（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、月６日を設定しています。

（２）活動強化月間の設定目標は年２回を予定しており、内容は記載のとおりとなっています。

（３）新規参入相談会への参加目標については、参加回数を１回と設定し、内容は記載のとおりとなっています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、最適化活動の目標の設定等が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第３号 農業委員会の令和６年度の最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第９ 議案第４号 現況調査委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 現況調査委員の指名について。
南幌町農業委員会現況証明取扱内規第3の1の規定により現況調査委員を指名したい。

令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

議案第4号について説明いたします。

令和6年4月から令和7年3月までの現況調査委員の指名については、議案に記載したとおりでございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、現況調査委員の指名についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第10 議案第5号から日程第12 議案第7号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程第10 議案第5号 南幌町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程について

日程第11 議案第6号 南幌町農業委員会公印規程の制定について

日程第12 議案第7号 南幌町農業委員会会長専決規程の制定について

以上、3議案を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 南幌町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程について。

南幌町農業委員会事務局設置規程（昭和32年南幌町告示第1

7号)の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

議案第6号 南幌町農業委員会公印規程の制定について。

南幌町農業委員会公印規程を次のとおり制定する。

令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

議案第7号 南幌町農業委員会会長専決規程の制定について。

南幌町農業委員会会長専決規程を次のとおり制定する。

令和6年3月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

議案第5号から議案第7号について説明いたします。

初めに、議案第5号につきましては、本年4月1日より町長部局の係制移行に伴い、職名等の変更及び事務局長の専決規程等の追加により本案を提案するものでございます。別紙の資料2の新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正箇所でございます。

第2条は、事務局に農地係を置くことを定めるものでございます。

次に、第3条から第4条は、係制移行にともない職名を改めるものでございます。

第5条は、本文の文言整理と分掌事務に公印の保管に関する内容を加えるものです。

第6条から第8条については、事務局長における事務の専決事項等を定めるものでございます。

第9条は、条文の追加により旧規程第5条を準用規程として第9条に定めるものでございます。なお、事務局長の専決事項につきましては、1一般的な事務、2支出負担行為及び支出命令に係るもの。3収入命令に係るものを記載しています。

附則として、この規程は令和6年4月1日から施行することになります。

次に、議案第6号及び議案第7号につきましては、農業委員会での適正な事務の執行を図るためにそれぞれ制定するものです。規程の内容は記以下のとおりですが、議案第6号の南幌町農業委員会公印規程ということで、今まで事務には支障はありませんでしたが、公印規程がないまま農業委員会会長印を使用していま

した。それで町部局及び議会事務局の規定とあわせるということで農業委員会の公印規程を制定するものです。

議案第7号の農業委員会会長の専決規程につきましては、農業委員会事務局の事務において、農業委員会会長名で公印を押印して農業者等に書類を交付する場合、今までは規程がなく交付していたことから、今回規定を新たに制定するものです。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより3議案についての質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより一括して採決を行います。お諮りいたします。

議案第5号 南幌町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程について

議案第6号 南幌町農業委員会公印規程の制定について

議案第7号 南幌町農業委員会会長専決規程の制定について

以上3議案について、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第10回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 10 回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午後 1 時 5 5 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番